

岩見沢市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和3年3月30日 火曜日 午後2時53分から
午後3時27分まで

2. 場 所 岩見沢市立教育研究所 小運動場

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 陸	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 32 番)

	委員	吉成 朗	(議席 33番)
	委員	森 一 男	(議席 34番)
	委員	佐々木 利 夫	(議席 35番)
	委員	山 谷 康 雄	(議席 36番)
4. 欠席委員	委員	官 崎 裕 治	(議席 3番)
	委員	井 川 和 也	(議席 25番)
5. 事務局出席	事務局長	原 政 裕	
	農地係長	池 田 大 輔	
	振興係長	内 山 充 人	
	農業振興センター担当主査	山 田 勝 彦	
6. 事務局欠席	振興係主任	山 本 里 美	

佐々木代理
議長

只今より、令和3年岩見沢市農業委員会第3回総会を、開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号15番西谷内委員、16番戸田委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議案4件、協議案1件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

3月22日、令和2年度第Ⅱ期南空知農業委員会連絡協議会があり、私と原局長が出席しました。2,000万円控除について、転用時の分筆登記の指導について、法人の設立状況について協議しました。

なお、議案には掲載されておりませんが、3月11日、オンライン研修という形で女性農業委員活動推進シンポジウムが開催され、女性委員の皆さんがそれぞれ参加されております。内容としましては、人農地プランと農業者年金についてであります。

以上農業委員会の動向として報告させていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。総会議案の3ページから7ページです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号岩見沢市農業従事者調査についてを上程いたします。総会議案の8ページから10ページです。本件については、事務局より説明を求めます。

議長、振興係長。

内山係長。

それでは、報告第3号 岩見沢市農業従事者調査について、説明いたします。

最初に、調査の要件といたしましては、令和3年1月1日現在において、30アール以上の経営農地を耕作する農業経営主とその家族、農地所有適格法人の役員、構成員及び従業員で、年間60日以上農業に従事かつ令和3年4月1日現在18歳以上の者を資格要件として整理いたしましたので、総会議案の9ページ、別紙1をご覧ください。

この表は、各戸数、男女別人数について個人・法人別に昨年との対比表として記載いたしました。表に記載されている()内が今年の数値です。

表の記載内容について、個人・法人別に見ますと、個人では戸数、人数ともに減、法人ではいずれも増となりました。

個人の戸数は716戸で、40戸の減、男性は1,033人で64人の減、女性は816人で56人の減、合計1,849人で120人の減となりました。減少の主な理由といたしましては、経営不振や後継者不足等により離農したこと、高齢となり農業に従事出来なくなったこと、経営を法人化したことなどが原因と考えられます。

次に、法人の戸数は128戸で11戸の増、男性は286人で21人の増、女性は175人で14人の増、合計461人で35人の増となっております。増加の主な理由は、戸数としては個人経営から法人を設立したことによるもので、人数の増は昨年と同様、従事者として登載できる要件として、役員以外の年間60日以上農業に従事している18歳以上の従業員も登載していただいたことによるものと考えられます。

全体の合計は、昨年と比べて、29戸の減、男性43人、女性42人、合わせて85人の減となりました。議案10ページ、別紙2(内訳)は、別紙1の内容を地区別に集計した表となりますが、説明は省略させていただきます。

内山係長
議長
内山係長

調査にあたりましては、農業委員の皆様にご協力いただき、ありがとうございました。以上で調査結果の報告を終わります。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。日程6、議案第1号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。総会議案11ページから13ページです。ここで、会議規則第10条の規定により[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案12ページ、整理番号6番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。次に[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案12ページ、整理番号8番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。次に[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案13ページ、整理番号14番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。次に[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案13ページ、整理番号17番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。残りの案件につきましては、総会議案12ページから13ページ、整理番号1番から5番、7番、9番から13番、15番から16番、及び18番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり決定いたします。

日程7、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。総会議案14ページから18ページです。価格・賃借料につきましては別途配布の説明資料①に記載のとおりです。本案件については、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと事務局より報告を受けております。ここで、[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案16ページ、整理番号6番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。次に、[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案18ページ、整理番号8番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。ここで[]の議事参与の制限

を解除致します。残りの案件につきましては、総会議案15ページから18ページ、整理番号1番から5番、7番及び9番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり決定いたします。

日程8、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。総会議案19ページから21ページです。説明内容につきましては別途配布の説明資料②に記載のとおりです。それでは総会議案20ページから21ページ、整理番号1番から2番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、整理番号1番は許可相当との意見を付して、知事に提出し、整理番号2番については北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取を行うことに決定いたします。

日程9、議案第4号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。総会議案22ページから59ページです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催して協議を行った結果でございます。各案件については、調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと各常任委員長より報告を受けております。

まず第1地区です。総会議案の23ページから24ページ、賃貸借権77番から78番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第1地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第2地区です。総会議案の25ページ、賃貸借権79番と、26ページ、所有権134番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第2地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第3地区です。総会議案の27ページから28ページ、所有権135番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第3地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第4地区です。総会議案の29ページから31ページ、賃貸借権80番から82番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第4地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第5地区です。総会議案の32ページから35ページ、賃貸借権83番から86番、36ページ、所有権136番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第5地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第6地区ですが、ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限します。それでは、総会議案43ページ、使用貸借権7番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。ここで■■■■の議事参与の制限を解除致します。第6地区の残りの案件につきましては、総会議案の37ページから42ページ、賃貸借権87番から92番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第7地区ですが、ここで、■■■■の議事参与を制限します。それでは、総会議案45ページから46ページ、賃貸借権94番から95番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。ここで■■■■の議事参与の制限を解除致します。第7地区の残りの案件につきましては、総会議案の44ページ、賃貸借権93番、47ページから53ページ、賃貸借権96番から102番、54ページから59ページ、所有権137番から142番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

日程10、協議案第1号、農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてを上程いたします。本件については、事務局より説明を求めます。

議長、事務局長。

原局長。

それでは、総会議案60ページ、協議案第1号、農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、ご説明申し上げます。

お手元に配布の協議案第1号別紙をご覧ください。表紙をめくっていただきまして、今回の改正の概要です。改正の趣旨としましては、本基準は農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき制定されていますが、若干内容的に違う文言が使われている部分もありました。今後、実施要領が改正された場合など、容易に対応できるよう所用の規定の整備を行うものです。

改正の内容につきましては、1点目に各法令からの引用条項のずれを修正しております。2点目として、あっせん委員について、本基準では2名以上、国の実施要領では1名以上、また「岩見沢市農地移動適正化あっせん事業組織要領」では2名と定められています。これを現状に合わせて「2名」に統一しております。3点目は一部、条建ての不備がありましたのを修正し、文言を国の実施要領に可能な範囲で修正しております。改正内容の詳細は、次ページ以降の新旧対照表に記載しておりますが、ご覧いただくことで、説明は割愛させていただきます。施行期日につきましては、改正内容を北海道知事の認定を受ける必要がありますことから、この認定があった日から施行といたします。

なお、あっせん基準の改正によりまして、現在行っているあっせん業務の変更が生じることとはございません。また、あっせん基準の改正内容について、総会前に開催しました農地委員会にて、協議いただきご承認をいただいております。説明については以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

原 局 長
議 長
原 局 長

議 長

(無しの声)

次に、来月4月の総会ですが、4月28日(水)午後3時00分から、こちらの教育研究所で開催いたします。

現況証明願いの調査の実施予定及び指名委員は別途配布の説明資料④に記載のとおり1番杉村委員、3番宮崎委員、21番長井委員、22番池田委員、25番井川委員、26番馬場委員、29番川北委員、30番小倉委員、36番わたくし山谷となりますので、よろしく願いいたします。なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

